

建設リサイクル法に基づく

“解体工事業登録”の有効期間は5年間です。

引き続き、茨城県内において
解体工事業を営む場合は、
有効期間満了の日の30日前までに
登録更新の手続きが必要です。



登録更新の手続きを行わないと・・・

- 更新の申請を行わないと、有効期間満了の日をもって、**登録が失効**になります。
- 登録の更新を希望する場合でも、有効期間満了の日の30日前までに更新の申請を行わないときは、新たな申請（新規の申請）が必要になります。
- この場合、新規としての手数料が必要になり、**登録番号等が変更**になります。

登録更新の手続きにあたっての注意点

- 登録更新の手続きに必要な書類は、新規登録申請の場合と同じです。
- 登録申請書の様式は、茨城県土木部検査指導課のホームページ（茨城県土木部建設リサイクル情報ホームページ）からダウンロードすることができます。
- 登録申請書の作成にあたっては、「解体工事業登録申請の手引き」をご参照ください。手引きは、上記ホームページからダウンロードすることができます。
- 申請書の提出部数は、正本・副本各1部です。
- 更新に係る手数料は、26,000円（茨城県収入証紙による納付）です。
- 申請書の受付は、茨城県土木部検査指導課（茨城県庁行政棟19階）で行っています。
- 申請書は直接ご持参ください。ご持参される際には、あらかじめ日時をご連絡ください。

ご不明な点等のお問い合わせ先

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6

茨城県土木部検査指導課 建設リサイクル担当

TEL : 029-301-4386 / FAX : 029-301-4389

E-mail : kensa4@pref.ibaraki.lg.jp